

平成19年度 第1回 北海道入札監視委員会 議事録

平成19年5月30日(水)

13時30分～16時10分

道庁別館10階企業局大会議室

[参加者]

入札監視委員会委員 浅水委員長、白石委員長代理、肥前委員、森川委員、山本委員

発注関係部 農政部農村振興局事業調整課 近藤課長、谷口主幹、宍戸主査、水産林務部総務課 水口課長、塚田主査、建設部建設管理局建設情報課 篠崎課長、高瀬主幹、中村主幹、上谷主幹、首藤主査、池田主査、木村(英)主査、木村(幸)主査、同部建築局計画管理課 明石課長、山崎主幹、藤田主査、出納局総務課 岡田課長、梅木主幹、川田主査、向井主任

事務局 総務部行政改革局 西田局長、行政改革課 生駒課長、佐藤主幹、富岡主査

(Qは委員からの質問、Aは事務局等からの回答、Oは委員からの意見、要望、委員長進行等、Eは事務局等からの説明)

委員会の冒頭、委員の互選により、委員長は浅水委員に、委員長代理は白石委員に決定した。

O 1番目の報告事項、入札監視委員会の業務概要につきまして、事務局の方からご説明願います。

E <資料に基づき説明>

Q 6ページのところに指名競争入札参加資格とありますけれども、A等級の資格を得た業者は、B、C、Dの資格をまた取ることはできるのでしょうか。

A 資格につきましては各業者AならA、1つです。

Q A等級の業者は大きな工事を請け負えることから技術力もあると思われるので、小さな工事についても、安く、品質も良くできるのではないのでしょうか。A等級の業者が、B、C、Dの工事を受注できないように参入を阻止していることを正当化しているのは、小さな業者の保護以外に理由はないのではないですが、一つしか資格を取れないというのは、何か理由があるのでしょうか。

A 一般土木の発注標準は4クラスに区分されておりますが、それは、業者の経営力や技術力を総合的に判断しており、それは、まさに中小企業対策でございます。建設業は、重層下請け構造の中で行われておりまして、工事の規模によっては、元請けから一次、二次と次々と下請負に出されており、必ずしも元請けがすべて工事をやっているものではなく、大きな工事ほど下請けを使っており、小さな工事ほど自社施工でやられるわけで、社会資本 において、いいものを安く作るのは大きな目的ですが、他方、維持管理のためには、地元の維持管理ができる業者も必要であり、災害などにも緊急に対応できる業者が地域にいなければ、公物管理を含めた社会資本整備はできないのであります。極端な

話をすれば、本州のスーパーゼネコンと地元の小さな工事を競争させても、決して公益にかなうものではないと理解しております。特に、建設業は北海道の総生産の10%以上を占めており、地域経済に与える影響はかなりあり、北海道の地元の経済を支える中小企業に対して、一定程度の配慮をしていく必要があると考えております。

Q B, C, Dの業者は地元で事務所があるところが多く、そこに任せた方が北海道にとっても望ましいということであれば、構わないと思いますが、どのくらい地域振興ということを入札監視委員会が考慮して入札制度を考えていかなければいけないのかを知りたいのですが、地域振興に全ての重きを置くのであれば、できるだけ高い値段で買ってほしいのですが、どの配分で考えればいいのか、入札監視委員会は同じ品質ならできるだけ安く買うということであればいいのか、初めて参加しまして、目的、スタンスをどう持って提案していけばいいのか考えているのですが。

A 一義的には、透明性の確保を考えれば、安くいいものを買うことを考えていただくことになり、地域振興を考えていけばキリがないと思います。一方で、原部の方から説明があったようにそれを無視するというにもならないことだと思います。この格付けをやめてしまうということも極論で、はいわかりましたともいえないことなのかもしれませんが、割合と言うことも変ですが、入札監視委員会としては、透明性を確保されて、効率的な入札が確保できるのか、全国的な標準と比較してどの程度許容できるのかといった観点でみていただくしかないのかなと思いますし、今先生のおっしゃったような質問を出して頂き、こちらもそれに対して考え方を説明して共通点を見つけていくことになるのかなと思います。

Q 今の関連で確認させて頂きたいのですが、A, B, C, Dのランク付けと4ページにある多様な入札制度がありますが、それぞれの入札制度に対してランク付けが適用されているのか伺います。A, B, C, Dの金額で分かれています、工事の種類によっては金額が少なくても、特殊な技術が必要となるものがあり、特殊技術が必要なものについては、こういう分類分けとは別に、なんらかの業者を選定する手だてといったものはあるのでしょうか。

A A, B, C, Dというのは、基本的には工事の大きさで決めているところです。4ページの多様な入札などについても一定程度金額の大きさによるものもあるのですが、条件付き一般競争入札ですと、24億1千万円以上でAの業者のみですが、簡易公募型等ですと、Aクラスが入れるもの、Bクラスが入れるものなどいろいろありますが、各入札方式によって標準的なものが決まっております。技術的に難度の高い工事につきましては、金額ではB等級の工事をA等級に格付けするなど参加要件で配慮しております。

Q 一般競争入札の条件付き、制限付きの違いを説明してください。

A 条件付きはWTO案件で、外国企業の参加も想定しており、施工実績、企業規模の条件を付けたもので、制限付きは更に道内に本社所在地があるなどの地域の要件を付け加えることができることとなっております。また、制限付きは5億円以上24億1千万円までの工事で、24億1千万円以上の工事は条件付きとなっております。

Q それでは、制限付きと地域限定型一般競争入札の違いはなんですか。

A 地域限定型は9千万円以下と更に規模の小さいもので、土木現業所管内など更に地域を限定したものです。

Q 指名競争入札で、公募型、簡易公募型、工事希望型などありますがこの区別はどうなっていますか。

A 公募型は概ね3億円くらいの工事で比較的技術難度の高いもので入札に40日強かかり、簡易公募型はそれより技術難度の低く、規模の小さいもので、入札手続きも公募段階で設計書、図面すべてが必要になる公募型に比べ簡素化されているもので、工事希望型は、浚渫船が必要な港湾の浚渫工事などの特殊な工事について、具体の工事を指名せずに年度の初めに参加希望のある業者を聞き取って指名していくものです。先生のおっしゃるとおり複雑になっています。

Q A～Dの格付けは道が独自で作っているものなのか、全国的にオーソライズされたものなのかと、内容的には都度見直しがされているものなのか伺います。

A 発注標準については全国的に行われておりますが、工事規模など詳細は、国、都道府県、市町村によって異なっております。格付けは2年に一度見直しを行っており、全国一律の基準で行われている経営事項審査の評点により、経営規模などを順位付けしており、工事成績評定など道独自の評価を加えて振り分けをしております。

Q VE方式というのが、農政部3件、建設部30件あるのですが、入札時と契約後とありますが、どのように入札に反映されているのですか。

A 北海道の作成した設計内容に対し、技術ある会社から安価な工法の提案を受け、それを承認して行う工事のことをいいまして、提案を入札前にやるのか、後でやるかの違いがあります。

Q 入札前の提案の場合、主観的な評価と金額の客観的な評価の割合はどうなっているか。

A 入札前の提案は、提案内容を北海道が認めたものについて、その方法で見積もりして構わないということを認めるため、提案した業者には有利に働き、より安く入札できます。契約後は、施工に当たって安価な方法を提案し認められた場合、安くなった部分の半分を業者に渡します。ただ、他の入札方式と観点が違うので他の入札と並べている表現を見直した方がいいかもしれません。

Q VE方式を提案した数がここにかけられているのですか。

A VEの要件を付けた工事の数で、提案のあった数ではありません。

O 報告事項2番目の入札・契約執行状況について説明願います。

E <資料に基づき説明>

Q 前回の委員会で北海道警察の低入札も議論したのですが、本庁の委託の落札率が下がっている理由は何か特別なものがあるのでしょうか、また、多様な入札の目標率を結果として達成できなかった組織に対し、達成に向けた指示が出るのか、目標を定めていなかったところはどうするのか。

A 3ページの本庁分のグラフにつきましては、14件と件数が少ないなかで、1件47.6%のものがありまして、落札率が低く出てしまっております。

Q 最低制限価格は設定していないのか。

A 最低制限価格は金額によって、設定するかしないかがあります。

A 一般競争入札に切り替わるまで、多様な入札については6割の目標率を堅持するという指摘があったということで、事務局の方から伝えておきます。

Q 災害復旧など急いでやるものについても入札の対象となっているのですか。

A 全て対象になっておりまして、土木現業所では8月豪雨、10月の低気圧の洪水対策で指名競争入札を行ったため、多様な入札の率が下がっております。

O そういうものは、注釈を付けるとか、災害後1ヶ月分を表の中で別に整理するなどして、実際に入札改善に対するの努力の結果が見えるようにした方がいいのではないですか。

Q 5ページ支庁別、土木現業所別の落札率を見た印象ですが、支庁では十勝が90.7%で一番低く、土現では帯広土木現業所が91.7%で十勝が低いということに対して、宗谷支庁が96.9%、稚内土木現業所が96.2%で、地域によって5%前後の違いがあるのは、建設資材の調達ルートが多様性があるとか、いろいろな要因が背景にあるのではないかと思います、地域の差は優位なのか、結果的にそうなったのか客観的に説明できるものはあるのでしょうか。

A 地域でのばらつきは認識しておりますが、具体的に理由を説明するのはなかなか難しいと思います。ただ、地域によっては競争の激しさとか、業者数の関係もあると思いますが、優位性などは把握できないと思われます。

Q 落札率が高いと判断するのか、低いと判断するのか、仕事をされている方はどういう印象を持っているのか、高く買わされていると思っているか、90数%の落札率でも業者は厳しい状況にあると考えているのか伺いたい。

A どのくらいの率が高いのか説明しづらいのですが、北海道は労務単価が非常に低いのですが、普通作業員で名古屋あたりですと、3~4割高くなっております。それが予定価格に反映されて、同じ工事でも北海道は名古屋よりも低くなっております。工事の内容によっては、難しいもの、手間のかかるものなどもあり、単純に落札率だけでは見えてこない部分があって、工事によっては80%でできるものや、95%でなければできないものもありまして、建設会社の利益率が全産業と比較して最も低いという状況で考えれば高いとはいきれないのではないのでしょうか。

Q 適正な相場があるとして、そこと比べてこの工事はどのくらい高い値段がついているのかということで、高く買われたかどうかというのは判断できると思うのですが、1件ごとに適正な価格を判断して比較するという事は直感として納得がいくのですが、率となるとどう評価していけばいいのかが難しいので伺ったのですが、そう高く買われている感覚がなければ、それほどいろいろ改革しなくてもいいのかもしれませんが。

A 予定価格は、いろいろなデータを元に、地域ごとに労務単価を変えたり、作業の日程を調べて適宜見直しておりますので、落札率が低くなれば、それだけ安い設計価格になっていくことになりまして、毎年毎年9割で落札していけば、しばらくしたら極めて下がっていくこととなり、現実的にも疲弊してしまう状況になっております。予定価格のなかで競争を行って、5%低かったり、6%低かったりのなかで落札されているのかなと、工事の内容によって率が違ったりするのもあるのかなと考えております。何が一番いい価格かわかりませんが、予定価格が我々にとって一番にいい価格という考えになっております。

Q 予定価格より安い価格でなければ取引が成立しないわけですが、予定価格があるということで、取り立てて不満はないわけですか、落札率99%となれば不満はあるわけですか。

A 適正な競争をして頂くことが前提で、率ではなかなかいえないのかと思います。

Q 安く買いたければ、予定価格に一律の率をかけてそれを予定価格として低く設定すれば、全体の価格も抑えられると思っているので、予定価格の設定が、買い手側の北海道が売り手側の業者に示せる交渉の全てで、業者たちが競争してくれることを祈るしかないわけですね。祈っていて低くついたら良かったと、高くついたらやられたと、これはあまりにも呑気であると思うわけで、下げたければ予定価格を下げればいいのではないかと、下げるとすれば、落札率もそれほど低く出ることはないわけですね、分母を低くすれば、そうすれば落札率が高くなっても、入札を厳しく行っている成果として説明できるのでいいのではないかと、今付けている予定価格がそんなに低いものでなければ、現状でもいいのかなと思います。

O それでは報告事項の3番目の談合情報の対応状況について説明をお願いします。

E <資料に基づき説明>

Q 内容について確認しますが、予定価格というのは、全ての工事について事前に公表されているものなのでしょうか。

A 随意契約以外のもについて全てしております。

Q 1の工事については入札が予定されているということはあったのですか。

A 談合情報がきた時点では、具体的な工事の予定はなかったのですが、その後に公告の始まったものもありますが、他の情報のように入札に向けてきたものではありません。

Q 3番目の工事の場合は、当初予定していた企業を全部指名からはずしたということなのですか。

A そうです。指名業者は公表されておりませんので、具体の業者名がでてくればそうなるのかと思われる。

Q 外に公表されていないというのは

A 入札前には、指名した業者のみにその業者分の通知をして公表しないため、他の参加業者についてはわからない前提です。談合情報にある業者が指名業者のなかであれば、情報が漏れているか、だれかが相談しているかの事実があったと推測される。

Q 入札前の説明はどうなっていますか。業者を一社ずつ呼んでいるのでなければ、説明の時点で競争相手がわかってしまうのではないのでしょうか。

A 基本的には現在は現地説明を行っておりません。

Q 例外はあるのか

A 例外はありません。設計図書の見覧の場合も、名簿ではなく、自分の業者名を記載した紙を投函してもらっており、皆でわかるような状況はつくらないようにしております。

Q この中で、入札書を書いたことがあるのは私だけだと思いますが、悪意の誰かが、他の人を落とそうと思えば、これで全部入れ替えられると、そこに入っていた業者は全て資格がなくなるわけですよね、とても不公平な制度ではないかと思うわけです。私の過去の経験からそう思います。誰かが足を引っ張ろうとするとできてしまうわけですよね。

A 前回の委員会などでもでもたわけですけど、どこでどうするか基準を作ることがすごく難しく、先生のようにおっしゃられるかたもいれば、この情報で事実が確認できないと、だいたい確認できないわけですけども、業者全員に聞いてみても誰もやっているとはいわないわけですから、基本的には事実が確認できなくて、確認できなければ白だとしてそのまま走ってしまうと、談合情報をくれても何の意味もないじゃないかということにもなるであろうし、その線引きはすごく難しい訳ですけども、今回の場合は、本来誰が参加するかわからない中で、この人がということで、先生がおっしゃるように、単なる推測でたまたま当たったから外されたということが起こりえたのかもしれないけれど、どちらかというと白が証明できなかつたら、一旦ご破算にして対応するかということにしているのが実態です。

Q 一般競争にしてしまったら、そういう不公平は言われなくて済むのかなという気がするのですけれども。

A 一般競争入札でも同じことが起こりうると思うのですが、例えば、山本工業が取ると情報があって、たまたまそこに入っていれば落とさざるを得ないかもしれないですね。

Q 一般競争入札で他の業者が参加すれば、他の業者も安く落とせる可能性があってという場合であれば、発注者側の責任に関わるものではないような。

A いまこれからご説明しようとしている、いわゆる談合マニュアルを見直していかなければならない中で、今言っていたお話をどこまで入れるべきなのか議論が必要なのかなと、実際のところは、我々もどういうようにしていくか、試行錯誤していくようなところで、先生のような言い方をされれば、しどろもどろの答えになるのかなと。

O 入札監視委員会の活動方針について説明してください。

E <資料により説明>

Q 総合評価方式について提案がありましたが、本年度の件数は相当増える予定ですか。

A 昨年度は発注3部で67件、本年度は発注3部で200件を目標として実施する予定です。

Q 価格の他に別の要素を入れたことで、最低価格のものが逆転する場合も今回は考えられるのですか。それとも、従来どおり価格がメインで決まるということになるのでしょうか。

A 昨年は、67件のうち最低の価格でなくて落札したものが3件ありました。今年は多少配点を見直して、技術点を少し高くしておりますが、あくまでも簡易な総合評価ということなので、ウエイト的には価格が大きいので、そのへんも今年の試行の中で検討していきたいと考えております。

Q 価格とそれ以外の評価というのは、比率はどうなっていますか。

A 北海道の簡易型の総合評価は、標準点を100点としまして、技術点を去年は10点でしたが、今年は13点まで増やしまして、技術点が1割強反映されております。簡易型は提案する技術量があまり大きくなく、標準型はもう少し、いろいろな技術提案をしてもらいますので、今年実施する標準型は20点ぐらい技術評価しようかと考えておりますが、具体的には個別の案件ごとによって変わってきます。

Q 評価の際の、採点の項目とかは決まっているのか、事前に公開されているのか、どうなっているのでしょうか。

A 標準的な基準をマニュアルという形で公開しておりまして、その中で、簡易総合評価で言えば、工事成績評定が4点、配置技術者が1点とか公表しております。マニュアルを見てもらって、業者に入札に参加してもらっております。

Q 抽出審議はだいたい行くところは行っているのですかね。

A 抽出審議は4年間で箇所的には一回りした形になっておりまして、後ほど事務局で委員長と相談しまして、案を作って7月の委員会あたりでご了解頂きたいと思っております。

Q 私と事務局で相談して箇所を決めて皆さんにお示しすると言うことでよろしいでしょうか。それではそうさせていただきます。

それでは議事の2番目の入札契約制度の適正化にかかる取組方針について説明してください。

E <資料により説明>

Q 談合の賠償金は誰に請求するのですか。

A 契約の相手方です。

Q 談合の賠償金は、全国知事会の指針どおり20%となっていますが、いくら高くてもいいと思うのですが、あくまでも指針に従うという考え方でしょうか。

Q 賠償金特約については、入札談合によって正当な競争から出された価格からつり上げられた金額を実損として損害賠償するのですが、実損の部分が把握できないことから、判例や他県等の状況から当初は10%としていましたが、全国知事会の指針で20%以上と示されたので、何が適当なのか、談合防止の効果や公序良俗違反にならないように、法令や判例、他の府県の状況を参考にしながら検討した結果、20%が妥当で上限だと判断したものです。他府県の場合30%という事例も他の都府県ないわけではないのですが、これも検証した結果20%が妥当だと判断したものです。

Q すごく高く設定した場合、高すぎると言われて下げなければいけないこともあるわけですか。

A 公序良俗違反になる恐れがないか心配して、法制見解もいただいて検討したのですが、30%が違反になるかどうかはわからないのですが、あまり高い事例もないですし、入札においても40数%のものもありますが、妥当な水準としまして、安くて80数%、平均すると90数%程度の落札率で、入札談合によってつり上げられた価格は、それほど高くないのではないかと思います。また、あまり高い率を設定しますと、制裁金の意味合いが出てきて、行政の制裁金は例えば、公正取引委員会の独占禁止法違反の課徴金などが法律として前面に出てきて、賠償金という考え方をとっていますから、いくら高くてもいいという考えはとりづらいのかなと。

Q 北海道は制裁金を課せないのですか。

A 今回20%に引き上げるときに、公正取引委員会の見解でも、18%くらいがつり上げた価格の平均ですよという資料もありましたので、10%に満たなかったり、判例も20%もありますが、判例の主流は10%が多くなっておりまして、20%に決めたときには、制裁金的な要素も考慮した上で決めたということです。

Q 制裁の方は別にやるということですよ。

A 独占禁止法で課徴金を課すことになるかと理解しております。

Q 第4の適正な施行の確保のところ、手抜き工事などがあつた場合にも制裁金を取ることはできないのですよね。その場合、実損を受けた部分を取り戻すことはできるのですよね。

A 契約違反があれば、契約金額の10%を契約違反として徴することとなっております、それはあくまでも賠償金として取るわけで、制裁金としての性格はないと。

Q それは引き上げることは可能なのでしょうか。

A そこも先ほど言いました、公序良俗違反の考え方がございまして、あまり高くすぎると賠償金たる性格を失ってしまうところがありまして、国とか全国の契約書の標準形を見ますと、まれに高く20%というところもあつたと思いますが、ほとんどが10%となつていと承知おります。賠償金は、契約違反の契約解除の際の再契約の経費の観点から10%が限度だろうということで定めたものです。

Q こういうペナルティをいくらでも高くすれば、手抜き工事や談合などを防げる気がしてくるのですけれども難しいわけですね。わかりました。

Q ペナルティを課す際の最終的な判断というのは、どういった処置がなされたときになされるわけですか。

A これも契約書に明確に書かれてございまして、その工事の入札におきまして、入札談合の独占禁止法違反で、公正取引委員会からの排除措置命令が出て、審決が確定した場合などです。

Q 審決が確定しなければ賠償金は取れない訳ですね。

A 確定しなければ賠償金は取れません。

Q 入札契約制度の適正化に係る取組方針の概要のなかで、前回の入札監視委員会で、改善意見というものがでていますが、今回の取組方針の概要の中で、それが取り込まれているのか、取り込まれていないのであれば、どういう項目が取り込まれていなくて、その理由がなんなのかという点を説明して頂きたいのと、入札談合情報で入札監視委員会の充実と言うことで、「調査検証を行う機能」を付与するという記載が、第1と第3にあります、これらについて具体的にはどうということお考えなのか。第3の(2)のペナルティの強化の中で、指名停止の強化を図るところで、賠償金は具体的に20%に引き上げると言うことで記載されているんですけど、指名停止の強化を図ると言うことで、あえて、具体的な期間の明示がないのですけれども、このあたりがどういう関係にあるのか、第4の施工体制のチェックというところで、これは書類上のチェックは行われているのですけれども、例えば現場で、当初出された施工どおりの工事がなされているかがチェックの対象になっているのか、こうなればかなり技術的な問題があると思うのですけれども、このあたりをご説明いただけますでしょうか。

A 3月27日に頂いた意見の中で、今回明記しなかった部分に、電子入札に関わる部分で、実施まで時間があるので、郵便入札という記載がございました。全国知事会においても、一つの方法であると提起があつたわけですが、北海道では電子入札を今年の3月に導入しました。業者の方への説明、我々の発注機関への説明をして盛ん進めようとしているところで、導入には結構手間がかかるという

ことで、取組方針に書いておりますが、平成22年度には全面導入を予定していると明確に書いておりました、それまでに時間がある程度ないということ、予定価格の事後公表を試行しようとしております。事後公表になりますと、予定価格がわかりませんので、予定価格がわかれば1回で済んだ入札が、全員が予定価格を超えて入札した場合、再度入札が発生し、再度の入札も郵送であると非常に時間がかかるため、監視委員会でいただいたご意見は当然な意見ですが、事務量等を含めて、当面、電子入札のスムーズな、早期の導入に全力を注がしていただきたいと考え、原案の中には含めておりません。指名停止の件ですが、文面に出すと少しトーンが弱いように感じますが、決してそうではなくて、平成12年に全国で2倍、3倍と指名停止期間が長い非常に厳しい対応をしてきました、今回、全国知事会は最低2ヶ月以上というアレンジの部分で、全国的に自治法の改正を含めて全体を見直そうということもできており、そういうことを見据えながらトータルを見ていこうということで、ここに書いてありますのは、今までも全国に先駆けて一つ一つやってきましたので、その思想を見せつつ、今後とも対応していこうという内容でございます。

A 3月27日にいただいた、御提言の部分につきましては、なるべくそれを踏まえて書くように努めているところでございますが、運用の部分など書き込めなかった部分もありますので、どう整理したかは、改めて事務局で整理して参りたいと思います。談合情報の調査・検証につきましては、次の議題で説明することとしております。

A 工事が成果品としてチェック、検査されているかということのお答えでよろしいですか。工事の施工に当たっては、監督・検査ということで、中間的に、必要に応じて、コンクリート構造物であれば配筋の検査など実施して、確認しております。ここにかかっている施工体制のチェックというのは、施工体制とは広い意味で使われておまして、現場の下請けの関係ですとか、安全管理の関係ですとか、現場代理人の関係ですとか広い意味での施工するための体制を適正にしていくためのチェックを適正にしていくということであります。

Q 第1の透明性の確保の(2)ところで、類推困難な最低制限価格の設定とありますが、今後検討をおこなうとなっておりますが、今の段階で、具体的なイメージなどありますか。

A 類推困難な最低制限価格といいますのは、現在、予定価格に率をかければ必然的にでてしまうこととなって、その結果、同額抽選となって、くじ引きで決まってしまうということになっております。地方自治法の規定上、くじ引きでやることになっております。果たしてそれがいいことなのか、それで真摯な積算をした結果であればいいのですが、単に一番下でいけよという行為があって、そこに公正な競争は存在しないと、業界の方からご意見をいただいたときに、何をもって不良不適格なのか非常に難しいところですが、適正な見積もりを行わないでやった方々ということが言われます。我々も出た結果が適正かどうかは相手の問題なのでわかりませんが、そういうことを懸念するということです。予定価格の事後公表を行った場合、予定価格自体は、適正な積算により作成されているので変えることはできませんが、最低制限価格を多少変動させることは可能だと、具体的な方法についてですが、今考えているのは、長崎、佐賀両県がですね、最低制限価格に微少の幅ではございますがランダム係数を、その都度サスペンドに設定してかけることにより多少動かす、そして、高知県や市町村に多いのですが、旭川市などもやっておりますが、今、我々は予定価格からある金額を引いてこれ以下は失格ですよとしておりますが、実際に入札した価格から最低制限価格を割り出すという方法など、それぞれにメリット、デメリットありますが、実施に向けて慎重に検討しながら、あくまでも試行という形で、試行結果も踏まえながら更に検討していきたいと考えております。

O 委員会の意見を取りまとめるということになるわけですが、スケジュールで言いますと、最終的には、7月26日の委員会で意見を取りまとめることとなりますが、7月の委員会の前に皆さん集まって意見交換して取りまとめる方法と、私と事務局で意見案をまとめてそれを皆さんと個々に調整する方法がありますが、どうしますか皆さんの意見をお願いします。

それでは、私と事務局で取りまとめて個別に皆さんと調整し7月の委員会でまとめることとします。談合情報対応手続きの改正について説明願います。

E <資料により説明>

Q 改正案の7にあります、談合情報対応経過記録書には、業者名も記載されているのでしょうか、それとも匿名で記載されているのでしょうか。

A 業者名までは入ってないです。公表内容は様式は違うのですが、資料1の談合情報の対応をまとめた表の内容とほぼ同じです。

Q 調査したり審議したりするものは具体的には、支出負担行為担当者が適当であると認めるものとはどういう基準で考えておりますか。

A なんでもかんでもとは考えておりません。契約担当には質疑応答などで周知をはかろうと考えておりますが、物的証拠がそろっているが、談合の事実がないというものについては、現場で契約担当者が立ち止まって考えて、第三者委員会に審議をお願いした方がいいというものについては、窓口が行政改革課にありますので、行政改革課を通じて事前に入札監視委員会と協議いたしまして、審議を受けてくださるものであれば審議をお願いしたい。官制談合に係るものは、基本的には必ず審議をお願いしたいと考えておりますが、例えば時間的に許さないのであれば、公正入札調査委員会での審議もあり得るのですけれども基本的には、官制談合については審議をお願いしたい。もう一つの方は、行政側でこう判断したいのだけれども、判断に迷うようなものについて審議をお願いしたいものにつきまして、行政改革課を通じてお願いしまして、審議して頂けるものであればお願いしたいと考えております。

Q 調査したり、審議したりする際の権限はどの程度まで与えられるのでしょうか。

A 調査したり審議したりして、談合の事実が確認できない、談合の疑いが強いなど審議を受けまして、その審議を踏まえて、基本的には契約担当者が判断することとなります。公正入札調査委員会に変わるものとして入札監視委員会に審議をいただくものですから、意見は尊重していかなければならないと考えておりますけれども、その意見や審議経過を踏まえて、事実の確認や認定に沿って対応していかうかなと考えております。

Q 談合情報対応手続き改正案については今日、資料を頂いたわけなのですが、この資料はギリギリになってしまったのですか。今日、見せられても意見が急には出てこないのですが。

A 今日意見を頂いても構わないですし、今日決めてくださいというものでもありません。先ほどの取組方針と同じ時間の流れで検討頂ければいいです。後々検討頂いて、ご意見頂ければよろしいです。

行政改革課からは、本来なら事前ということになっておりました、5月28日に原案を決めるまで、ギリギリまで調整しておりました、半年ほど前から検討しておりました時間がかかっておりました本来なら2週間以上前にご説明できればよかったのですが、できませんでしたので。資料も昨日持ち込みました状態です。

- 0 それでは、先ほどの適正化に係る取組方針案と同じように、意見のとりまとめを行うこととなると思いますが、委員会を開いてということにもなりませんので、同様の方法で意見のとりまとめを行っていくということによろしいですか。
- 0 これで委員会を終了します。

以上